

平成29年度 新町第一小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本認識

いじめは集団にあってだれにでも、いつでも起こりうるものであり、子どもが心身の苦痛を感じているものをいじめととらえる。

- (1) いじめは人権侵害であり、児童の心身の健全な成長を著しく妨げるものである。
- (2) いじめは人間として絶対に許されない、恥ずべき行為である。
- (3) いじめの様態
仲間はずれや無視 陰口やおどし わざとぶつかる・たたく・ける 金品をとる・隠す・壊す 店の商品を盗ませる 特定の児童に暴力をふるわせる パソコンや携帯電話のメールで相手を誹謗中傷する等
- (4) 組織を通じていじめに毅然とした態度で立ち向かい、いじめられている児童への支援といじめる児童に対しての指導に取り組む。
- (5) いじめの根絶に向け、家庭・地域との信頼関係を深めるとともに、教育委員会や警察、児童相談所、法務局等の関係機関との連携協力の基に事案の解決に取り組む。

2 いじめの防止に向けた取組

本校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送り、きまりを守って主体的に学習や学校行事に参加できるよう、以下のようないじめ防止に取り組む。

(1) 新町第一小学校「いじめ防止推進委員会」の設置

【メンバー】

校長 教頭 教務主任 ○いじめ対策担当 特活主任 生徒指導主任 養護教諭
教育相談主任 スクールカウンセラー 保護者（PTA会長）

【役割】

- ・校内でのいじめ防止の計画的な取組の具体的な内容についての企画・提案
- ・重大事案についての対応を協議（教育委員会、関係機関の協力・支援）

(2) 取組の内容

①わかる授業、学ぶ楽しさが味わえる授業づくり

- ・校内研修を核にして、学級のすべての児童が参加・活躍できる授業を目指して工夫・改善に取り組む。
- ・チャイム着席、姿勢、話し方・聞き方等、学習規律の習慣化に向け、全校で取り組む。
- ・一人一授業等によるお互いの授業の参観を通して児童に対する教師の不適切な言動や差別的な態度を是正する。
- ・視聴覚機器を活用した情報モラル教育を推進する。

②「いじめ根絶宣言」と「いじめ防止プログラム」に基づく指導

- ・年度の初めに児童、保護者、地域に「いじめ根絶宣言」を行い、いじめを許さない学校の姿勢と取組を周囲に周知する
- ・「いじめ防止プログラム」の年間指導計画に沿って学校行事、各教科、道徳、特別活動（児童会活動）、人権教育、キャリア教育、生徒指導、地域連携等を通して友人関係、集団づくり、社会性の育成を図る。

③児童会による自主的・自治的な活動

児童がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

④教職員研修の充実

いじめについての法的理解や防止策について、講師を招いて職員研修を実施する。

⑤保護者や地域、関係機関との連携

児童の様子についての情報交換を日常的に進めるとともに新町地区の幼稚園・保育所、小学校、中学校、社会体育団体との連携を深める。

3 いじめの対処に関する方針

(1) 早期発見の基本

- 「児童のささいな変化に気付く」



- 「気付いた情報を確実に共有する」



- 「情報に基づき速やかに対応する」

(2) 早期発見に向けた取組

① ささいな変化に気付くための手だて

個人ノートや生活ノート等の記述内容や授業や休み時間の様子、保健室での様子、家庭や地域での様子について観察したり情報を集めたりしながら見守る。

② アンケートや個人面談の活用

児童への生活（いじめ）アンケートや学級児童への定期的な個人面談、チャンス面談の他、学校評価の保護者の記述欄等を通していじめの早期発見に努める。

(3) 発見したいじめへの対処

① いじめ事案の報告

学級で発見したいじめ事案は、速やかに管理職及びいじめ対策主任に報告する。管理職及びいじめ対策主任は、その事案がいじめとして対応すべき事案か否か、いじめ事案の場合は通常いじめ事案であるか重大ないじめ事案であるかを判断する。

② いじめ事案への対処

【通常いじめ事案の場合】

- 「生徒指導委員会」を開き対応を協議 → 被害児童への支援と保護者への説明
加害児童への指導と保護者への助言
教育委員会への報告

【重大ないじめ事案の場合】

- ◎いじめが「重大な事態」と判断された場合 → 教育委員会への報告
教育委員会の指示を受けて対応

- 「校内いじめ防止推進委員会」を開き対応策を協議

- ・加害児童に対する指導の成果が見られない場合
 - ・犯罪行為としてのいじめと認められた場合等
- 教育委員会へ連絡
警察署と相談

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる
おそれがある場合等
- 警察署に通報し援助を
求める
※必要に応じて法務局
の協力を仰ぐ



- 「校内いじめ問題調査委員会」の招集 → ・外部委員による調査
被害の態様 被害の状況 人数
いじめの背景 被害・加害児童の
実態 他の問題行動との関連等

4 取組の評価・検証

- (1) 学期末に「いじめ防止取組評価アンケート」を教職員を対象に実施し、PDCAサイクルにより、「いじめ防止プログラム」の計画に沿って取組が適切に行われたか検証する。その結果を受けて取組の内容や取組方法の見直し、改善を図る。
- (2) 学校評価の結果からいじめ防止につながる学校の教育活動が効果的に実施されたかどうかを振り返り、いじめ防止の改善・充実に役立てる。